

(案)

R7年度グリーストラップ清掃・汚泥等収集運搬及び処分業務委託 契約書

排出事業者：那覇市（以下「甲」という。）と、収集運搬及び処分業者：〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲の事業場：こども政策課所管施設のグリーストラップ清掃・汚泥等収集運搬及び処分業務に関して次のとおり契約を締結する。

（法令の遵守）

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

（委託内容）

第2条

1（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： 沖縄県
許可の有効期限： 許可証記載
事業範囲： 許可証記載
許可の条件： 許可証記載
許可番号： 〇〇〇〇〇〇〇号

◎処分にに関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： 沖縄県
許可の有効期限： 許可証記載
事業区分： 許可証記載
産業廃棄物の種類： 許可証記載
許可の条件： 許可証記載
許可番号： 〇〇〇〇〇〇〇号

2（委託する産業廃棄物の種類、数量及び回数）

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、抜取量及び回数は、仕様書のと

(案)

おりとする。

3 (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

① 輸入廃棄物：無 _____

② 輸入廃棄物：有 _____

4 (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：

所在地：

処分の方法：

施設の処理能力：

5 (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
○○○○○○○号	○○○○○	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○○	○○○○○○○○

6 (収集・運搬過程における積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

(適正処理に必要な情報の提供)

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ その他取扱いの注意事項

2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工

(案)

程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めることとする。

- 3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

(甲乙の責任範囲)

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

- 3 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合には、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

- 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合には、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

(義務の譲渡等)

第6条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(委託業務終了報告)

第7条 乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了したときは、産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）の提出により委託業務終了報告を行うこととする。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の28に基づき、収集・運搬業務についてはそれぞれの運搬区間に応じたマニフェストA票、B2票を作成して提出すること、処分業務についてはマニフェストD票及びE票を作成して提出すること。

(業務の一時停止)

第8条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の6の2等に定める事由が生じたときは、ただちに当該委託に係る業務を一時停止し、同法第14条第13項等の規定に基づき、遅滞なくその旨を書面により甲に通知しなければならない。

(案)

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処理の状況を把握する等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項に定める措置を講じるとともに、通知を発出した乙が処理を適切に行えるようになるまでの間、乙に新たな処理委託を行わない等の必要な措置を講じなければならない。

(委託料)

- 第9条 委託料は、年〇〇〇〇〇〇〇〇円（うち取引に掛る消費税の額は、〇〇〇〇〇〇〇円）とする。
- 2 委託料の支払金額は別表のとおりとし、月額単位で支払うものとする。
 - 3 甲による業務終了報告書の検査合格後、乙は請求書により毎月委託料を甲へ請求するものとする。
 - 4 甲は、前項の請求書の内容が適正であると認めたときは、当該請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
 - 5 甲の責めに帰すべき事由により、約定の期日までに委託料を支払わない場合、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に年2.5%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その約定の支払期日までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めのない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
 - 6 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息の支払いを要せず、またその額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(内容の変更)

- 第10条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託料又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

(機密保持)

- 第11条 甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

(契約の解除)

- 第12条 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
 - 3 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(案)

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(違約金)

第13条 甲は、前条の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、委託料（一部解除の場合は、解除部分に相当する委託料）の100分の10に相当する金額を違約金として請求するものとする。

(協議)

第14条 この契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

(委託期間)

第15条 この契約による委託期間は、契約の日から令和8年3月31日までとする。

(契約保証金)

第16条 甲は、那覇市契約規則第30条第9号に基づき、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結に関する費用は、全て乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約に関する紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自が1通を所持する。

(案)

令和 7年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○

(案)

別表

令和7年度 支払金額（消費税込み）

担当課	支払金額（右記対象施設の合計）	対象施設
こども政策課	年額 〇〇〇〇〇〇〇〇円 月額 〇〇〇〇〇〇〇円 (令和7年4月～令和8年3月)	こども園東給食センター こども園西給食センター 久場川みらいこども園 宇栄原みらいこども園 天久みらいこども園 大道みらいこども園